

厚生労働省令第百五十五号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第三項、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第二項及び第三項、同法第四十五条第一項、就学前保育等推進法第十三条第三項並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月七日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 与謝野 馨

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「法第二十四条第二項」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、同条第二項中「法第二十四条第二項」の下に「（就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）」を加え、同条第三項中「書類を」の下に「、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第二項前段に規定する申込書には、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する保育料額の算定又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の決定のために必要な事項に関する書類を」を加え、同条第四項中「法第二十四条第二項」の下に「（就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）は、関係市町村等との連携に努めるとともに、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第二項前段に規定する申込書の提出を受けたときは、速やかに、当該申込

書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申込書を送付しなければならない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十四条の二 就学前保育等推進法第十三条第一項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定による選考及び就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所における就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定による選考は、当該保育所への入所を希望する旨を記載した同条第二項の申込書に係る児童から就学前保育等推進法第四条第一項第三号に規定する数の児童を、当該保育所への入所を希望する同項第四号に規定する子どもから同号に規定する数の子どもを選考することにより行うものとする。

就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定による選考は、私立認定保育所が、市町村長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出た方法によるものとする。

私立認定保育所は、前項の規定により届け出た選考の方法を記載した書類を備え付けるとともに、当該施設への入所を希望する保護者から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

第二十四条の三 就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第二項の規定による通知に係る児童に関する就学前保育等推進法第十三条第三項の規定による報告は、当該児童の当該私立認定保育所への入所の可否について、その決定後速やかに、行わなければならない。

前項の報告を受けた市町村長は、同項に規定する児童のうち当該私立認定保育所に入所できなかった児童の保護者に対し、速やかに、当該私立認定保育所以外の保育所における保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

第二十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 当該保育所が認定こども園（就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては、その旨

第二十五条第一項第三号中ハをホとし、ロの次に次のハ及びニを加える。

ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数

ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府

県知事に届け出た選考の方法

第二十五条第一項第四号中「額」の下に「又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額

(児童福祉施設最低基準の一部改正)

第二条 児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(認定こども園である保育所の設備の基準の特例)

第三十二条の二 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)である幼保連携施設(就学前保育等推進法第三条第二項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。)を構成する保育所であつて、次の各号に掲げる基準を満たすものは、当

該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携施設又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮

すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

第三十二条第二項中「二十人以上につき一人以上」の下に「（認定こども園である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人以上につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人以上につき一人以上）」を、
「三十人以上につき一人以上」の下に「（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人以上につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人以上につき一人以上）」を加える。

第三十五条中「含むものとする」を「含むものとし、厚生労働大臣が、これを定める」に改める。

第三十六条の次に次の二条を加える。

（公正な選考）

第三十六条の二 就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第三十六条の三 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第九十四条を次のように改める。

(特例幼保連携保育所の特例)

第九十四条 就学前保育等推進法第三条第二項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積

及び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第三十二条第六号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
1学級	180 平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第三十二条第六号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

3 特例幼保連携保育所であつて、満三歳以上の幼児につき第三十三条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満三歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

4 前項の規定による都道府県知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。

5 前項の規定に関わらず、第三項の規定による都道府県知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を六年とすることができる。

6 前各項の規定は、就学前保育等推進法第三条第二項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第三項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは

、 「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第三条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号八中「保育所」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所を除く。）」を加える。

附 則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第二条中児童福祉施設最低基準第三十五条の改正規定は別に定める日から施行する。